

阿蘇中部3町村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 一の宮町、阿蘇町、波野村(以下「3町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、阿蘇中部3町村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 合併に関する協議
- (2) 合併後の新市建設計画の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町村の合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 3町村の長
- (2) 3町村の議会の代表者各3名
- (3) 3町村の長が協議して定めた学識経験を有する者。ただし、各町村5名以内とする。
- (4) 熊本県阿蘇地域振興局長

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、3町村の長が協議し、前条第2項に規定する委員の中からこれを選任する。

3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は3町村の総務課長及び熊本県阿蘇地域振興局振興調整室長をもって充てる。

3 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第10条 協議会は、担当事務の一部について、調査審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(町村長会)

第11条 協議会に、3町村の長で構成する町村長会をおき、次の事項を協議又は調整する。

(1) 協議会に付議する事項

(2) その他会務に必要な事項

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、熊本県阿蘇郡一の宮町宮地1957-4(NTT一の宮営業所内)に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、その他必要な職員を置き、3町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会の出納の監査は、会長が3町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、3町村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年11月18日から施行する。